

公表

事業所における自己評価結果

事業所名		通園（デイサービス）事業おれんじくらぶ 児童発達支援				公表日 令和 7 年 2 月 26 日
	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点	
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	3		一部屋しか無い為、大きな遊具を使つての活動の際は、配置場所、遊具の数等を調整し安全に行えるように努めている。	
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	3		配置基準は満たしている。	職員の規定人数は満たしており施設のスペース的には今の配置数でよいと思われるが、より細やかな支援の提供の為に人員が必要な場面があります。
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	1	2		
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	3		玩具は使用後、次亜塩素酸水・オゾン除菌ボックスなどで消毒をし、こまめに掃除をして清潔を保つよう努めている。	
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	3		パーティション等を活用しながら療育室やクールダウンの出来る部屋を作成し個々に配慮した環境を整えられるよう工夫している。	
業務改善	6	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	3		ミーティングの他に、振り返りやケース会議を行い、支援の向上を意識したうえで業務改善に努める。	
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。		3		保護者の意見をその都度伺いながら業務改善に取り入れている。保護者向け評価表により職員で協議し改善につなげていきたいと思ひます。
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	3		業務を行う上で気になる点が出てきた際には、都度職員間で話し合いを行っています。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		3	第三者評価は行っていません。	
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	3		外部研修の参加に加え、内部研修オンライン研修に出来るだけ参加し、資質の向上に努めています。	
適切な支援の提	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。		3		
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。	3		利用児や保護者の意向聞き取り、アセスメントを行いながら支援計画を作成しています。	
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	3		子どもたちの日々の様子を職員間で共有し、子どもの発達段階や特性にあった支援方法をチームで検討しています。	
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	3			
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	3		発達検査等、外部の関係機関からも情報を伝えながらアセスメントに活用している。	
	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	3			
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	3		グループリーダーがプログラムを考え、全体で相談、共有している。終了後は全体で振り返りを行い、次回のプログラムや配慮事項に取り入れるよう相談し合う。活動プログラムは職員のアイデアを取り入れ、準備等を分担することでチームで作り上げるようにしています。	

供	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	3	子どもたちが楽しく色々な体験ができるように考え、リトミック・工作・季節を感じること・感触遊び等を工夫しながら取り入れています。子どもの反応を見ながら随時内容を工夫しています。	成長・課題に合わせた活動を計画していく。
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。	3		
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	3	集団療育では、打ち合わせは欠かさないようにしている。その日の支援内容や役割分担について確認する機会を設け、子どもの状況や変化を職員全員が把握し、注意すべき事項は、綿密に打ち合わせしています。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	3	職員で保護者からの連絡事項やその日あった出来事や話す機会（振り返り）を設け、情報交換を行っています。支援で成功した点や工夫が必要な点などを職員間で出し合い、次回への支援につなげていけるよう努めています。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	3	保護者に確認していただいても、支援の方法が伝わりやすい記録を心がけています。児童発達支援管理責任者がチェックをして気付いたことを担当職員に返しています。	
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	3	6か月に1回、又は必要に応じてモニタリングを実施し見直しをおこなっています。保護者に対してはできるだけ面談を実施し学校や他事業所での様子を共有しながら、利用児の全体像把握に努めています。	
	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	3	可能な限り参加している。	
関係機関や保護者との連携	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	3	自事業所での研修会等に参加していただいたり、互いに保育所見学、保育所より事業所見学を行っている。必要に応じて支援会議を実施している。	
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	3	自事業所での研修会等に参加していただいたり、互いに保育所見学、保育所より事業所見学を行っている。必要に応じ、移行先への情報共有等に努めています。	
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	3	小学校での支援会議に参加し情報共有を行っています。必要に応じて、連絡を取り合うように努めています。	
	28	(28～30は、センターのみ回答)			
	28	地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。			
	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。			
	30	(自立支援)協議会こども部会や地域子ども・子育て会議等積極的に参加しているか。			
	31	(31は、事業所のみ回答)			
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	3		つながりのある専門機関とは、研修の依頼や相談などを継続し、緊急の際にもアドバイスいただけるような関係性を持っていたい。
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。	3		
33	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	3	一緒に療育に同席参加していただき、その日の状況を丁寧に伝えながら話をして状況や課題の共有に努めています。		
34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	3	他事業所との協力により、ペアレントトレーニングの手法を活用したプログラムにより実施している。これを活かし、集団活動の際、月1回ほどたいむ(保護者間の交流)を実施。又講演会等を実施している。		
35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	3	契約時に運営規定や、利用者負担額等について説明を行い、質問等あればその場で答えたり確認して後日伝えるよう努めている。		
36	児童発達支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	3			
37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	3	面談時に支援内容の説明を行い、保護者の方から同意していただいたうえで署名をいただいています。		

保護者への説明等	38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	3		必要に応じて面談だけでなく、電話でも相談を受け付けており、支援方法などを提案しています。	相談しやすい環境づくりにも努めたいと思います。
	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	3		保護者の活動は講演会等を含み年間実施している。月に1回、就学に向けて・いいところ探し等リラックスした雰囲気の中で相談や情報共有、保護者同士との交流が持てる場をもうけている。	保護者会については、周知はしているものの、活動のある時に参加ができないことがあるため、保護者会活動として目に見えず、分かりづらい事がある為、周知の方法や説明の仕方を工夫していきたい。
	40	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	3			相談があれば時間をかけて話を聞き、適切な対応、相談しやすい環境づくりに努めたいと思います。
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。	3		まちこみの活用。ホームページにて掲載。年に1回、子どもや保護者、スタッフの思いを綴った文集を制作している。(保護者会と共に)事業所内に活動や行事の様子を写真で記録し閲覧してもらえようとしている。	
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	3		守秘義務は就業規則等で定め大切に扱わせて頂いています。他機関との情報共有のため、同意書を頂いています。	
	43	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	3		状態に応じて視覚支援等を用いて情報の伝達を行ったり、職員間で連携を図り、迅速な対応が出来る体制づくりに務めている。	
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	1	2		
非常時等の対応	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	3		各マニュアルは策定しており、定期的に研修も行っていきます。保護者にはいつでも閲覧できるよう設置しています。	職員が訓練を重ねていくことで安全に避難できるように努めていきたい。
	46	業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	3		BCPは策定しており、月に1回避難訓練の実施を心掛けている。大津波・不審者・消防訓練等は隣接する保育所と合同に年に1回実施している。	
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか。	3		業等の必要な子どもの保護者より、状況を共有し確認しています。	体調の変化が見られる場面もあるため、把握しておく必要はある。聞き取りをしっかりとるようにする。
	48	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	3		基本的に食事の提供はしていない。医師の指示書に基づいての対応はできていませんが、フェイスシートや保護者との連絡により、アレルギーの対応をしています。	
	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	3		安全計画に基づいた研修や訓練を行っています。	
	50	子どもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	3		契約時、面談時に非常時の対応について説明を行っています。	
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	3		事案が起こった際ヒヤリハットを作成し原因と予防策等を職員間で話し合い周知に務めます。	環境の設定や職員の配置などについて改善点を確認し、同じ失敗のないように心がけている。虐待防止にもつながる場面の検証にもなるため、職員間で意識統一を図りたい。
52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	3		身体拘束等適正委員会を設置し、指針や規定を整備しマニュアルを作成しています。		
53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	3		対象となる利用児はいない。		